



福岡医発第 3015 号（地）

令和 2 年 2 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

（公印省略）

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の利用料
及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第15号又は第19号等により被災した介護保険の被保険者に係る利用料および保険料の減免措置に対する財政支援につきましては、令和 2 年 2 月 8 日付福岡医発第 2876 号（地）（令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について）文書にてご連絡申し上げましたとおり、国による利用料および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対して当該財政支援等について、下記のとおり継続する旨の事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

- ・ 令和元年台風第15号の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年 8 月 31 日まで
- ・ 令和元年台風第19号等の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年 9 月 30 日まで

つきましては貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員等への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 島田昇二郎

(介 163)

令和2年2月19日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の利用料
及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第15号又は第19号等により被災した介護保険の被保険者に係る利用料および保険料の減免措置に対する財政支援につきましては、令和2年1月28日付(介146)文書、令和2年2月3日付(介154)文書等にてご連絡申し上げましたとおり、国による利用料および介護保険の保険料に係る財政支援等が継続されてきたところであります。

今般、厚生労働省より各都道府県行政に対して当該財政支援等について、下記のとおり継続する旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

- ・令和元年台風第15号の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年8月31日まで
- ・令和元年台風第19号等の被災者：利用料の免除・保険料の減免が本年9月30日まで

つきましては貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会会員等へのご周知等ご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・令和元年台風第15号又は台風第19号等により被災した被保険者等の利用料及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて
(令2.2.17 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)

以上



事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 17 日

岩手県保健福祉部	}	御中
宮城県保健福祉部		
福島県保健福祉部		
茨城県保健福祉部		
栃木県保健福祉部		
群馬県健康福祉部		
埼玉県福祉部		
千葉県健康福祉部		
東京都福祉保健局		
神奈川県保健福祉局		
新潟県福祉保健部		
山梨県福祉保健部		
長野県健康福祉部		
静岡県健康福祉部		

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等により被災した被保険者等の
利用料及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等により被災した被保険者等の利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援については、「令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和 2 年 1 月 24 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（令和 2 年 1 月 31 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）に基づいて行ってきたところです。

今般、利用料及び保険料の減免措置に対する財政支援を下記のとおり引き続き実施することとしましたので、内容を御了知いただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）においては、適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

記

1 利用料の免除措置に対する財政支援について

令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等による災害に係る災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間のサービス提供分に係る利用料の免除を行った場合

は、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 2 月 29 日までと同様の財政支援を予定していること。

2 令和 2 年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年度相当分の保険料であって、以下の期間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ)が到来するものの減免を行った場合については、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。

- ・ 令和元年台風第 15 号の被災者に係る令和 2 年 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- ・ 令和元年台風第 19 号等の被災者に係る令和 2 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 令和元年度相当分の保険料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、令和元年台風第 15 号又は台風第 19 号等の被災者に係る令和元年度相当分の保険料額であって、令和元年度末に資格を取得したことにより、2 に定める期間に普通徴収の納期限が到来するものの減免を行った場合についても、令和 2 年度の特別調整交付金により、令和 2 年 3 月 31 日までと同様の財政支援を予定していること。